

[別紙 2]

審査の結果の要旨

氏名 藤澤 治 奈

本論文は、アメリカにおける統一商事法典（以下 UCC と略す）における購入代金担保権（purchase money security interest）の優先の法理の法技術的意味を、UCC 起草に到る 19 世紀末からの学説判例立法の歴史的展開を跡付けることで、機能的に明らかにしようとするものである。

本論文の長所としては、次の諸点を挙げることができる。

第一に、近時の日本におけるアメリカ法の理解においては、〈包括的な動産担保と購入代金担保権との抵触〉という課題意識が共有されているが、丹念な判例法史の分析によって、そのような課題意識がそもそもアメリカ法の発展過程において問題とならない構造のあったことを明らかにした点である。

第二に、設備担保および在庫担保における爾後取得財産条項の効力と購入代金担保権優先の法理との関係という担保実体法の展開の分析のために、本格的な倒産法学的な検討を判例法史に加えたという点である。

第三に、その際に、それぞれの資産が、鉄道会社等、それぞれの時代で特徴的な企業体の資金調達との関係で持つ意味を重視している点である。この視点は、前記の倒産法学的な視点と組み合わせられて、具体的な分析に適用されている。特に鉄道会社の企業再生手続において追求された「事業の一体性確保」という倒産法的要請が、設備担保における爾後取得財産条項の効力の承認および定着物法理の堅持の背後にあるものとして取り出され、他方で、それらの要請・法理と購入代金担保権の優先という実体法上の議論との複雑な展開が、対象財産毎の資金調達との構造に即して合理的に説明される箇所では、この複合的視点が威力を発揮していると言える。

第四に、判例・学説・立法の丹念な分析に加えて、当該事案において現れる取引そのものの構造を取り出そうとしている点である。本論文はしばしば経営史の研究蓄積の中にも分け入って、裁判例の背後にある取引実態のダイナミックな分析に取り組んでいる。

もともと、本論文にも短所がないわけではない。第一に、先行業績の紹介が、しばしば書誌的なものに留まっており、これまでの学説の発展のなかで自らの分析結果を位置づけるという視点がぼやけている箇所が見られることである。第二に、上述した野心的な視角の設定の裏側として、その依拠する第二次文献が、当該研究領域の中でどのように位置づけられるのかが、必ずしも鮮明になっていないことである。このことは、本論文の筆者の専門領域から離れば離れるほど顕著になっていっていると思われる。第三に、論述に繰り返しがあり、十分にこなれていない表現も散見されることである。

しかし、これらの短所はいずれも本論文の学術的な大きな価値をそれほど損なっている

とは言えない。本論文は、必ずしも研究が十分であるとは言えなかった、UCC以前のアメリカ担保法史の実証研究として貴重な資料的な意味を持つに留まらず、その分析の方法においても独創的なものを持ち、また明確な実践的メッセージも持っている。鋭角的な問題提起と厚みのある論証は、さまざまな議論を惹起し、またそのための信頼できる資料を提供することで、この分野での研究の土台を作り出すことに成功していると言える。そのような業績として、本論文が、この分野の研究水準を飛躍的に向上させ、学問的議論の発展に大きく裨益するとくに優秀な論文であることは疑いない。

以上から、本審査委員会は、本論文が博士（法学）の学位を授与するにふさわしいものであると評価するものである。